

たづねる

NO.32 月刊

第六号 支配者 第四号

昭和二十六年二月一日 発行 (非売品)
発行所 岡山県御座郡吉備町在野七〇七 宇地方

吉備 観老 協会

○ 撫川領主 戸川達義 (其の二)

横部茂兵衛の子、平在衛門家忠は(延宝三十四年三月廿六日七十六才北)土佐守正安に仕へその子平七忠春(幼名源蔵)は戸川家を去つて久母大和守に仕へた。その子右近(幼名右京進)は元禄十年丁丑三月十六日一宮吉備津宮の神官を勤めて右行事となり、代々奉仕した。元禄軍砲兵大尉正七位勲四等横部忠家はその末葉である。(昔一宮に奉仕する神官の階級に上官衆七人という役があった。一は神主、二は祓部、三は弥室、四は借家預り、五は社務、六は左行事、七は右行事である)。

- 一 高 六石 外山重大夫
- 一 高 三人扶持 御在所 錠口番

室は万歳の養女 実父不詳 文化十五年正月四日歿
 法謚 善光院殿貞室妙圓大姉
 後室 池田家の臣 某女 文政三庚辰年五月十八日歿
 法謚 清經院殿玉室慈光大姉

創始時代の戸川家臣名簿の続き
 戸川氏は天和三年撫川領主五千石に轉封レ、その支流は妹尾、早島、帯江、中庄に分封せられたのでこの家臣たちの後裔も亦それ(に)轉任したものと思はれるが、明治二年現在の戸川氏家臣の氏名をみるに同姓のものも少なくない。百八十餘年の間に絶嗣、或は退轉による變遷を物語るものである。

○ 戸川達義
 撫川領主 義六郎 主馬助 彈正 守は常山

實は相良壹岐守長寛の六男(位牌には五男とあり) 達義の母継となる。

明治七年一月十七日卒 年齒不詳

法謚 貞海院殿勇翁日猛大居士

文化十三年(西暦1796)年祭刊の日卒橋通り一丁目江府書林千鐘房領原屋茂兵衛藏版にによる徳川幕府諸御役帳に

御老中御支配 一橋家 交代寄合表御札 衆中に

姓は藤原氏、本國は安芸 家紋 三本杉 梅鉢

屋敷は上麻布の六本木 大争から廿七町 (三十九五キ)

養父は万歳(達義) 抑之間同侯 御内室は万歳の養女

菩提所は天台宗 三田の大衆寺。在所は備中郡宇都撫川 江戸から百八

十余里。 深高 五千石

用人 横田周治 古田忠之丞 吉村弥治右衛門 門田又八郎

御史 浅沼長右衛門

御史 古田忠之丞 派彼 松田弥治郎

○ 戸川達敏

實は高松藩の支族松平一樂の長子にして文政十二年高松に生れ達義の養嗣となり家督を継ぎ撫川に移る。

室は達義の四女於鐘。明治四年十一月廿五日高松にて歿した。享年三十

九歳 法謚 勝光院殿妙善日淨大姉

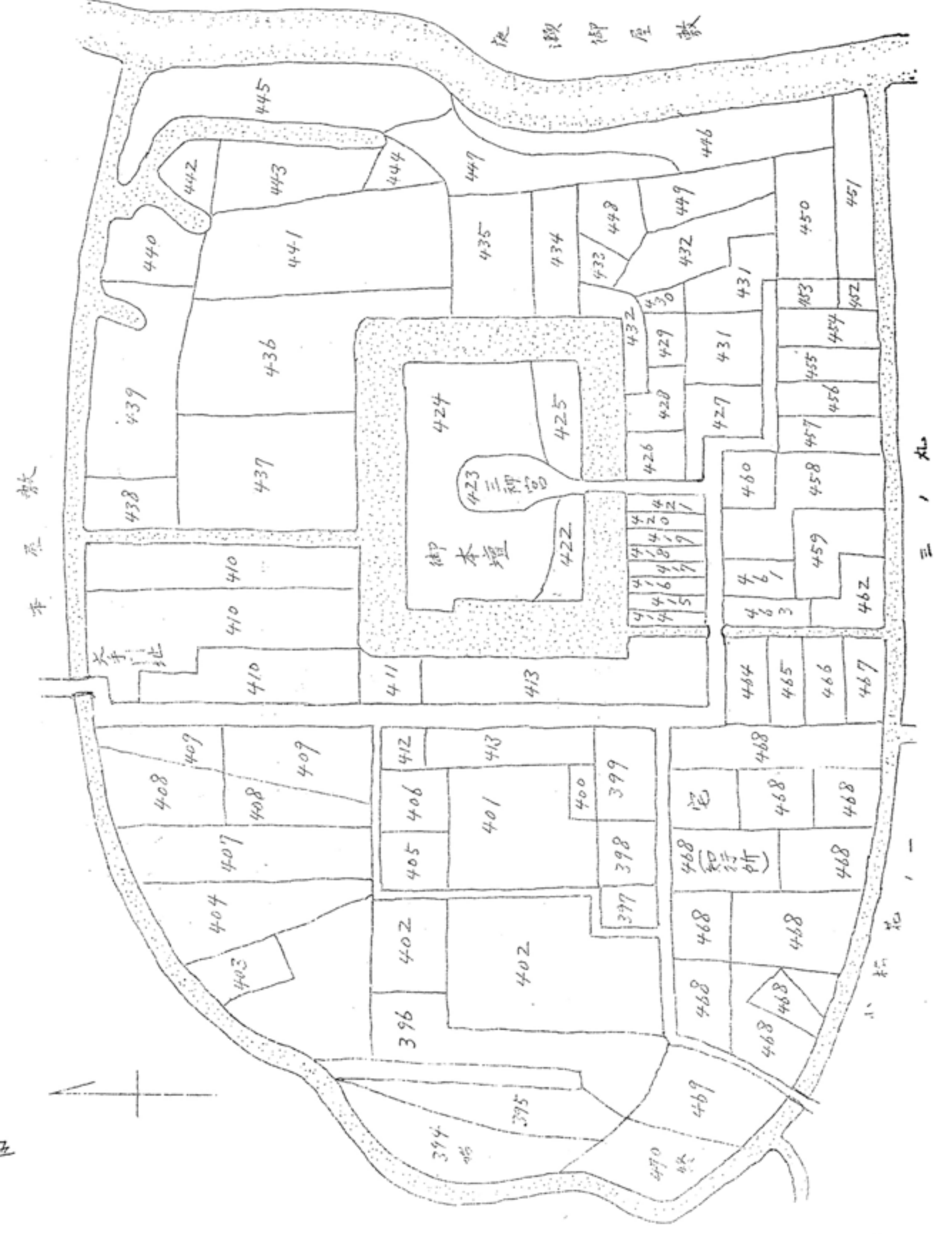
后室 田村 新の女幾余子、明治廿三年六月十五日歿 三十六歳。

法謚 清香院殿香雲日進大姉 (母は池田家の嫁某、文久三年三月二日歿、法謚 桃香院殿妙用日頭大姉)

明治二年假籍奉還によつて侍課を返上して野里高松(讃岐)へ帰り、同廿七年十二月六日病にかかり六十五歳で歿した。墓昆に不レレ香川県宮脇村の西方寺に埋葬したが、後より同四十二年四月に不妻院に改葬した。

法謚 淳徳院殿即義日法大居士

△ 達敏家系名簿 八達敏在在 文政十二年——明治廿七年 六十六年間



○ 宇川真達 父は達敏 母は鏡余子

明治十七年三月廿四日讃岐國高松市に生れた。幼少の頃日領地撫りの旧家臣宮田信次を頼って來撫レ、岡山市三門の関西中学校(今の関西高等学校の前身)を卒業した。偶胸の病を患い岡山県病院(岡山市中下にあった)に入院し、明治四十一年七月廿一日年齒僅かに二十四才でなくなつた。

法諡 英智院殿真達日亮大居士
不妻院光堂の域に埋葬した。

真達が在学中宮田信次の姪に當る旧足守藩士で延友の浪の藏元を勤めていた小野八十八の長女、津子と恋仲となり一子秀夫をもうけたが、表向の子でないので私生鬼として小野家に引取り、更めて荒木喜助というものの養嗣にした。この秀夫は成長レ大坂に出て郵便局に勤めていたようであるが、戦火にあつたものの女生死不明になつた。こゝろして真達も早く此世を去つて戸川家の正系が絶えたので中庄の仁即ち小御多喜治に嫁いでいる姉の壽子のひとり娘、茂登に戸川家を相続させ、福岡県の出身の岡島定吉の長男武雄を婿養子に迎へたのである。その間に一子達人が生れたが肥立公悪るく茂登は大正十四年八月廿日他界し、達人も生れく十一日目の廿一日に夭死レ戸川家の血筋は全く絶えたのである。茂登と達人の位牌には

瑛老院殿妙心日昌大姉 大正十四年八月廿日 武雄の妻 茂登
探瑛日達孩子 大正十四年八月廿一日 武雄の長子 達人
茂登の死した年令は不明であるが、母壽子の年令から推定レて廿二、三歳の頃と思は

此る。そこで後妻として娶つたのが佐賀県佐賀市出身の松隈方作の長女愛子である。ふたりの中に三男三女があり今は東京に在住している。茂登の実家小御家は当時蒲草製品の問屋として手広く商業を営み、海外にまで發展し巨萬の富を有し、即内居指の富豪であったが多喜治の在代になつて逼塞し廣大な土地と邸宅は同族小御舟一郎の所有に移つてしまつた。

今も尚御内には老松一株、亭々として枝を交へ小御家の全盛時代を偲ぶのみ、背後の丘陵に墓地がある。墓碑に

一、田照院 晃覚義雲居士 小御多喜治 昭和三年十月廿七日 北享年五十二歳

一、寂生院 実相妙諦大姉 妻 舟子 明治四十三年正月廿日 三十歳

多喜治の父を藤四郎といひ、妻は撫川町守島の太田新助の女茂典といひ、三男を生んだが藤四郎は大正四年十月五日多喜治が三十九歳の時に六十五歳で病歿し茂典は大正十三年の一月七日に七十歳の境涯をとじた。長子が多喜治で二男が政太郎三男が利平治である。多喜治、政太郎は生來奔放な性格にして家業を顧みず、共に遊樂に耽つてついに財産を倒盡し現在利平治が分家して御内に住んでいる。

多喜治にはすむに早島町安原山次郎の女某との間に二女があり上を貞江といひ明治廿五年の生れで岡山市栄町の履物商小西良造に嫁ぎ小御家の本家は絶えたのである。下を糸といひ他家に嫁いでいたが寢婦となりいまは小西家(七福)に寄食している。

撫川地内には小御家の旧領地として若干の宅地田畠を所有していたが次第に手放し、二町歩程の土地が残存していたものも大正十一年五月に難波吟藏が買取つて全くのあとにはたれた。その時の証文に

七

大正拾壹年五月三日売主小御多喜治ヲ乙トシ買主難波吟藏ヲ甲トシ左ノ契約ヲ締結ス

一、乙ノ所有ニ係ル郡窪郡撫川町大字撫川四百拾番地外或拾七筆の田合計反別壹町七反六畝拾四歩同所参考番地外八筆の宅地合計坪数五百七坪九合七勺同所四百五番外五筆畑合計反別参反九畝或拾七歩ヲ平均壹反歩ニ付キ金壹拾四圓ニテ甲ニ壹度甲ハ之レヲ買受ケタリ

二、前記代金ノ内金トシテ本契約締結ノ日甲ハ金貳拾四圓ヲ乙ニ支拂ヒハシレヲ受領シタリ

三、本契約履行ノ日ハ大正拾壹年五月貳拾日トシ残金ノ受授ハ所有権移轉登記終了ト同時トス

四、買受名儀人ハ甲ノ都合ニ依リ変更スルコトアルモ乙ハ異議ナキコト右契約ヲ締結シタルコト相違ナキヲ証スル為同文書或通ヲ作り甲乙共通宛ヲ所持スルモノナリ

但シ右契約ノ物件ハ名寄帳通リトス

売主 難波 吟藏
戸川 茂登
小御多喜治

これによつて考へれば茂登はすでに大正十一年五月以前十代の時に里方の戸川家へ轉籍していったことは確定である。売却された金子(総金額は約三万四千円になる。これをちせの時価一畝歩を二十五万円に見積ると換算すると五百八十余万円にのぼる筈である)は茂登に渡されたのであるが、茂登はまだ幼少でもあり小御家が乱れ始めた頃であつたので誰籍はして、もの実父である多喜治の行為に心配し、旧臣である岡田 磐、宮田信

八

